

所長のひとりごと



10月7日に、イオン新船橋店にあるイオンカルチャークラブでけん玉の体験講座講師をしてきました。

この体験講座は、すでに2回開催したのですが本講座への申し込みに至らなかったため再度開催することとなったのです。

体験講座には、2名の小学生が参加してくれました。入門の技から級位の技まで、途中に遊びを織り交ぜながらそれぞれのペースに合わせて楽しい時間を過ごしました。

本講座の最低開催人数を変更したことで、11月より本講座を開催することができるようになりました。自分がメインでけん玉を教えたかったので本講座が開催できることが本当にうれしいです。

本講座は、生徒さん1名でスタートしますが時間をかけて少しずつ増やしていければいいと思っています。それより、生徒さんにけん玉を楽しんでもらえるようにどうしようかと考えています。

税金お役立ち情報

年末が近くなってきました。そこで、今回は年末調整についておさらいしたいと思います。

年末調整は、給与所得者の1年間の所得税を精算する手続きです。年末調整で精算できる範囲としては、

- ・給与所得控除
- ・配偶者(特別)控除
- ・扶養控除
- ・障害者控除
- ・寡婦(夫)控除
- ・勤労学生控除
- ・小規模企業共済等掛金控除

- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・住宅ローン控除
- ・社会保険料控除
- ・基礎控除 となります。

寄付金控除や医療費控除などは、年末調整で精算できませんので確定申告をする必要があります。

「当事務所では、セカンドオピニオンサービスを」
「行っております。」
「現在、顧問税理士がいる会社様でもご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。」